

脱炭素取組宣言制度実施要綱

制定 令和6年6月26日 経中第195号(経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業等が脱炭素化に取り組むことへの宣言を行うことを通じて、脱炭素化への意識を醸成するとともに、取組への意欲を高め、中小企業の脱炭素化に向けた行動変容を促すことを目的とする、脱炭素取組宣言制度（以下「本制度」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 宣言

2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、脱炭素化に取り組むことを本市Webサイト上で宣言することをいう。

(2) 宣言事業者

本市Webサイト上で宣言を行う者をいう。

(対象)

第3条 本制度は、法人又は個人を問わず、横浜市内において、事業活動を営む事業所（NPO法人、公益法人等を含む）及び個人事業主を対象とする。なお、本社や支店、営業所など事業所の種類は問わない。

(宣言内容)

第4条 宣言に際して、本市Webサイト上で入力する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 宣言日

(2) 宣言事業者の概要（経営形態、企業名、氏名、事業所名、屋号、所在地、業種等）

(3) 既に行っている脱炭素化の取組

(4) 今後、行う予定の脱炭素化の取組

(5) その他

(宣言書及び確認書の発行)

第5条 市長は、第3条に規定する対象者から第4条の内容について宣言があった場合は、宣言事業者に対して、宣言書及び宣言したことを証する確認書（第1号様式）を発行する。

(宣言の有効期間)

第6条 宣言の有効期間は、宣言日から令和10年3月31日までとする。

(宣言内容の公表)

第7条 市長は、以下の項目をリスト化し、本市 Web サイト上で公表する。

なお、本条第2号は法人、第3号は個人事業主に限る。

- (1) 宣言日
- (2) 企業名、事業所名
- (3) 氏名、屋号
- (4) 業種

(宣言内容の変更)

第8条 宣言事業者は、宣言の有効期間中に、宣言内容に変更が生じた場合は、宣言内容の変更ができるものとする。

(PRツール等)

第9条 市長は、本制度の推進にあたりロゴマーク等（以下「PRツール」という）を作成することができる。また、宣言事業者は、PRツールを利用することができる。

2 宣言事業者は、PRツールを第1条に定める本制度の目的以外で使用してはならない。特に、自らの商品・サービス等について、横浜市が推奨するものであるかのような誤解を与える恐れのある使用をしてはならない。

(宣言の取消)

第10条 市長は、虚偽記載などの不正があった場合や、次の各号に該当すると判明した時は、宣言事業者の許可なく、宣言の取消を行うことができる。

- (1) 公序良俗に反する事業を営んでいる者
- (2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ）
- (4) 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

2 市長は、宣言事業者が宣言の有効期間中に、重大かつ悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた場合などは、宣言事業者の許可なく、宣言の取消を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は、経済局長が定める。

2 この要綱に定める事務局は、経済局中小企業振興課に置く。

附 則

この要綱は、令和6年6月26日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

照会コード	
-------	--

脱炭素取組宣言 確認書

年 月 日

■宣言者情報

名称（法人）	
名称（個人事業主）	
郵便番号	
市内住所	
業種	
企業規模	
所属部署・担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

■取組内容

既に行っている 脱炭素化の取組	
既に行っている 脱炭素化の取組 （その他の取組）	
今後、行う予定の 脱炭素化の取組	
今後、行う予定の 脱炭素化の取組 （その他の取組）	

2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、脱炭素化に取り組むことを宣言いただきました。

横浜市長